

令和8年度コンプライアンス研修 年間計画

茨城県立守谷高等学校

1 目的

教職員一人ひとりの法令遵守意識及び倫理観を高め、不祥事の未然防止と信頼される学校づくりを推進する。

2 計画

回	時期	研修テーマ	主な内容
第1回	4月	コンプライアンス総論	教職員倫理・服務規律の確認
第2回	5月	個人情報保護	個人情報の管理・漏えい防止・SNS対応
第3回	6月	危機管理・不祥事発生時対応	報道対応・教育委員会連携
第4回	7月	体罰・不適切指導防止	指導と体罰の境界・言動の適正化
第5回	9月	会計・公費の適正処理	部活動費・教材費・不正防止
第6回	10月	いじめ・不祥事対応	初期対応・報告ライン・記録の重要性
第7回	11月	交通事故・服務事故防止	飲酒運転・通勤時事故・報告義務
第8回	12月	ハラスメント防止	パワハラ・セクハラ・指導上の留意点
第9回	1月	SNS・情報発信リスク	私的発信・炎上・学校名使用の注意
第10回	2月	年間総括・理解度確認	振り返り・改善策

3 実施方法

- ・定例職員会議等の時間を活用し実施

4 評価・改善

- ・不祥事・ヒヤリハット事例の共有
- ・年度末に研修内容を見直し、次年度へ反映

5 その他

- ・「One IBARAKI」の適切な活用

個人情報保護に関するコンプライアンス研修資料

令和8年5月 22 日

茨城県立守谷高等学校

1 個人情報漏洩とは

生徒・保護者・教職員に関する個人情報が、紛失・誤送信・持ち出し・閲覧放置等により外部へ漏れることを指します。学校は多くの個人情報を扱うため、日常的な確認と慎重な行動が必要です。

2 個人情報漏洩が起これと

- ・生徒・保護者の信用失墜、SNS 等による二次拡散、場合によっては懲戒処分。

3 学校現場で特に注意すべき事例

- ・答案・成績資料・名簿等を無断で校外へ持ち出す。
- ・USB メモリや私物端末に個人情報を保存する。
- ・個人情報を含む書類を机上や共有プリンタに放置する。
- ・メール送信時に宛先・添付ファイルを確認せず誤送信する。
- ・同時に多数の相手にメールを送るとき、宛先を「BCC」ではなく「CC」で送信する。
- ・Google フォームでの設定ミスやエクセル、スプレッドシートでの Web 公開。
- ・会議資料や生徒情報を不要となった後も適切に廃棄しない。

4 個人情報取扱いの基本ルール

- ☐ 個人情報は「必要最小限」の範囲で利用する。
- ☐ 持ち出しが必要な場合は管理職へ報告し、管理簿等で管理する。
- ☐ 印刷物・電子データともに保管場所を明確にする。
- ☐ 不要な個人情報は速やかに裁断・削除する。(シュレッダー使用禁止期間は、要注意)
- ☐ 「少しなら大丈夫」という意識を持たない。

5 事故発生時の対応

紛失・誤送信・漏洩の疑いがある場合は、自己判断で対応せず、速やかに管理職へ報告する。初動の遅れが被害拡大につながる。

6 最後に

信頼は長年で築かれ、一瞬で失われます。日々の小さな確認を、学校全体の信頼につなげていきましょう。

以上

危機管理に関するコンプライアンス研修資料

令和8年6月 22 日

茨城県立守谷高等学校

1 起案・決裁・文書管理

- ・独断で業務を進めず、起案・決裁、企画委員会・職員会議を経て実施する。
- ・口頭指示だけで済ませず、記録を残す。
- ・決裁済文書は速やかに所定の場所へ保管し、紛失を防ぐ。

2 成績処理・進路事務

- ・転記ミスや入力漏れを防ぐため、自己点検・ペアチェックを実施する。
- ・締切直前の作業を避け、余裕をもった計画的な処理を行う。
- ・生徒の進路に直結する書類であることを常に意識する。

3 答案紛失防止

- ・答案や評価資料を机上に放置しない。
- ・回収・保管・返却の各段階で所在確認を徹底する。
- ・重要書類は施錠できる場所で管理する。

4 試験期間中のシュレッダー禁止

- ・誤廃棄防止のため、試験期間中はシュレッダー使用を中止する。
- ・不要書類は一時保管ボックスで管理する。
- ・廃棄時は複数名で重要書類の混入がないことを確認する。

5 報告・連絡・相談（ホウレンソウ）の徹底

- ・「間違っているかもしれない」、「紛失したかもしれない」という意識を持つ。
- ・ミスや異常に気付いた場合は、自己判断せず速やかに管理職へ報告する。
- ・初動の遅れが被害拡大につながることを理解する。

【チェックリスト】

- ☐ 起案・決裁、企画委員会・職員会議を経て業務を実施しているか。
- ☐ ダブルチェックの時間を確保しているか。
- ☐ 重要書類を机上に放置していないか。
- ☐ 試験期間中の誤廃棄防止を徹底しているか。
- ☐ ミスを発見した際、速やかに報告できるか。

6 最後に

信頼は長年で築かれ、一瞬で失われます。日々の小さな確認を、学校全体の信頼につなげていきましょう。

以上

体罰・不適切指導防止に関するコンプライアンス研修資料

令和8年7月22日
茨城県立守谷高等学校

1 体罰と不適切指導の違い

- ・体罰は学校教育法で禁止されている。
- ・身体的苦痛を与える行為だけでなく、威圧的な言動にも注意する。
- ・熱意のある指導と不適切な指導は区別して考える。

2 不適切指導の具体例

- ・生徒の人格を否定する発言。
- ・必要以上の叱責や長時間の説諭。
- ・他の生徒の前で過度に羞恥心を与える指導。

3 部活動指導における留意点

- ・勝利至上主義に陥らない。
- ・安全確保を最優先に指導する。
- ・生徒との適切な距離感を保ち、感情的な指導を避ける。

4 保護者・生徒との信頼関係

- ・日頃から丁寧な説明と対話を心掛ける。
- ・トラブル発生時は速やかに管理職へ報告する。
- ・組織的対応を徹底する。

5 報告・連絡・相談（ホウレンソウ）の徹底

- ・不適切な言動を見聞きした場合は放置しない。
- ・一人で抱え込まず管理職へ相談する。
- ・初期対応を迅速に行う。

【チェックリスト】

- ☐ 感情的な指導をしていないか。
- ☐ 生徒の人格を否定する言動がないか。
- ☐ 部活動で安全配慮を徹底しているか。
- ☐ トラブル発生時に速やかに報告できるか。
- ☐ 組織的な対応を心掛けているか。

6 最後に

生徒の成長を支えるためには、教職員一人ひとりの冷静で適切な指導が不可欠です。日々の言動を振り返り、信頼される学校づくりにつながっていきましょう。